

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市公営企業（以下「公営企業」という。）の資産を広告媒体として利用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 公営企業の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により公営企業の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる公営企業の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ WEBページ

ウ その他広告媒体として利用できる資産で帯広市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告掲載は、公営企業の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの

(5) 宗教性があるもの

(6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当るもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの

- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (13) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (14) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると管理者が認めるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に掲げる事項に係る基準（以下「広告掲載基準」という。）は、上下水道部長が別に定める。

（広告掲載の付記事項等）

第5条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載し民間企業等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

第2章 広告の募集

第1節 広告を公営企業が直接募集する場合の取り扱い

（広告の募集）

第6条 管理者は、広告媒体に広告を掲載しようとするときは、この要綱及び広告掲載基準に定めるもののほか、次に掲げる募集の条件を明示して、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告料の基準となる金額
- (6) その他別に定める事項

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（書式例1）により申し込むものとする。

（広告の選定）

第8条 管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、この要綱、広告掲載基準等に定める広告掲載の範囲及び基準並びに広告媒体ごとに定める基準等に適合する広告のうちから、帯広市公営企業契約規程（昭和44年規則第4号）に基づく手続により広告掲載するものを選定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、広告媒体の性質等に応じて別に定める基準により選定の順位を決定することができる。
- 3 前2項の選定に当たっては、その結果等について広告掲載選考結果通知書（書式例2）により広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約書等)

第9条 管理者は、広告掲載を決定したときは、契約書を作成するものとする。

2 前項の規定に係わらず、帯広市公営企業契約規程により契約書の作成を省略できる場合は、広告掲載の決定を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）から請書（書式例3）又は承諾書（書式例4）を徴取するものとする。

3 第1項の契約書、又は前項の請書若しくは承諾書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
 - (2) 広告料に関する事項
 - (3) 第10条及び第13条に定める事項
 - (4) その他必要と認められる事項
- (広告掲載決定の取消し)

第10条 管理者は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときには、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が公営企業の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 公営企業の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告料の支払方法)

第11条 広告料は、全額前払いとする。ただし、定期的に発行する広告媒体等に係る広告料等については、契約に定めるところにより分割払いとすることができる。

(広告料の返還)

第12条 既に納付した広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを公営企業に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、
広告主は、その責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 4 広告主は、第10条第1号から第5号までの事由による広告掲載の決定の取消しによ
り、公営企業に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第2節 広告掲載枠を広告代理店に売り渡す場合

(広告代理店の選定)

第14条 第6条の規定にかかわらず、市長は、広告掲載事業を営むもの（以下「広告代理
店」という。）へ広告掲載枠を売り渡し、広告掲載することが適当な場合、帯広市公営
企業契約規程に基づく手続により、広告掲載枠を売り渡すことができる。

(契約書等)

第15条 公営企業は、広告掲載枠を広告代理店へ売り渡した場合、広告代理店との間で契
約書を作成するものとする。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告料に関する事項
- (3) 第17条、第20条及び第21条に定める事項
- (4) その他必要と認められる事項

(広告の募集及び選定)

第16条 広告掲載枠を広告代理店へ売り渡した場合、広告掲載希望者の募集及び選定は当
該広告代理店が行うものとし、公営企業はホームページ等で次の各号に掲げる事項を明
示して周知するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 取扱広告代理店並びに申込みの時期及び方法
- (5) その他別に定める事項

2 広告代理店は、広告の選定にあたり、この要綱及び広告掲載基準等に定める広告掲載
の範囲及び基準並びに広告媒体ごとに定める基準等に適合するものを選定し、公営企業
と協議して決定するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第17条 広告掲載枠を広告代理店へ売り渡した場合で、広告主又は広告代理店が次の各号
のいずれかに該当するときには、広告掲載期間中であっても、広告代理店及び広告主へ
の催告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

- (2) 広告主又は広告代理店が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主又は広告代理店が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主又は広告代理店の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主又は広告代理店が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 公営企業の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告料の支払方法)

第18条 広告料は全額前払いとする。ただし、定期的に発行する広告媒体等に係る広告料等については、契約に定めるところにより分割払いとすることができる。

(広告料の返還)

第19条 既に納付した広告料は還付しない。ただし、広告主又は広告代理店の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを公営企業に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 4 広告主は、第10条第1号から第5号の事由による広告掲載を取り消しにより、公営企業に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(広告代理店の責務)

第21条 広告代理店は、広告掲載枠に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告代理店は、前条に規定する広告主の責務が担保されるよう必要な措置をとるものとする。

第3節 広告が掲載された物品等の提供を受ける場合の取り扱い

(広告掲載済物品等の提供者の募集)

第22条 公営企業の資産として広告が掲載された物品等の提供を受けようとするときは、この要綱及び広告掲載基準並びに広告媒体ごとに定める基準等に定めるもののほか、次に掲げる募集の条件を明示して、提供者を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
 - (2) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
 - (3) 広告掲載の範囲及び基準
 - (4) 申込みの時期及び方法
 - (5) その他別に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲載済物品等の提供の申し出があった場合で、この要綱及び広告掲載基準に定める広告掲載の範囲及び基準に適合する場合は、募集によらないで提供者を決定することができる。

第3章 審査機関

(審査機関)

第23条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、帯広市公営企業広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長には総務課長を、委員には料金課長、水道課長及び下水道課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第24条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する所属の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第25条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

第4章 その他

(協議)

第26条 公営企業の資産を媒体とする広告に定めるもののほか、広告掲載に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、公営企業及び広告主が誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第27条 この要綱の実施に関し必要な事項は、上下水道部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(書式例1)

広告掲載申込書

帯広市公営企業広告掲載要綱第7条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。
なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、帯広市公営企業広告掲載要綱及び同基準を遵守することを誓約します。

年 月 日

公営企業管理者 様

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

- 1 掲載を希望する媒体の名称
- 2 掲載希望期間
- 3 掲載希望枠数
- 4 連絡先
 - (1) 担当部署及び担当者氏名
 - (2) 電話番号及びファクシミリ番号
 - (3) 電子メールアドレス
- 5 添付書類
 - (1) 広告図面及び説明書等
 - ・ 広告図案 (イメージ、ラフ・スケッチ)、文面 (原稿案等)、説明書等
 - (2) 広告主に係る資料
 - ・ 会社概要等
 - ・ 広告主のホームページ URL
 - (3) 広告掲載に係る税情報確認承諾書又は市税完納証明

(書式例2)

文書記号番号

年 月 日

(申 込 者) 様

帯広市公営企業管理者

広告掲載選考結果通知書

[基準に適合する場合]

年 月 日付けで申込みのありました広告については、帯広市公営企業広告掲載要綱及び同基準に適合するものと認めますので、見積書を提出してください。(入札に参加してください。)

[基準に適合しない場合]

年 月 日付けで申込みのありました広告については、掲載しないことと決定しましたので通知いたします。

記

- 1 広告媒体の名称
- 2 掲載しない理由

[基準に適合し契約相手先の決定を入札、見積合せによらない場合]

年 月 日付けで、申込みのありました広告について、掲載することとしましたので通知いたします。

つきましては、帯広市公営企業広告掲載要綱第9条の規定に基づく承諾書(書式例4)及び広告原稿の版下を下記のとおり提出してください。

記

- 1 広告媒体の名称
- 2 広告掲載箇所
- 3 広告料
- 4 承諾書提出期限
- 5 広告原稿納入期限
- 6 広告原稿の規格等

(書式例3)

廣 告 掲 載 請 書

- 1 件名 (広告媒体名) への広告掲載及び広告料の支払い
- 2 広告料 ¥ 円
(うち消費税及び地方消費税 円)
- 3 広告媒体名
- 4 広告掲載箇所
- 5 広告料納入期限 年 月 日
- 6 広告原稿納入期限 年 月 日
- 7 広告原稿の規格等 [例]
縦 mm × 横 mm 色
- 8 損害賠償 広告掲載にあたり、自己の責任により帯広市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 9 広告掲載の取消し 帯広市公営企業広告掲載要綱第10条各号に該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません
- 10 広告主の責務 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
- 11 その他 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとします。

帯広市公営企業の広告媒体へ広告を掲載するにあたり、上記各項のほか、帯広市公営企業契約規程、帯広市公営企業広告掲載要綱、同基準及びその他関係法令を遵守し、お請けいたします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者指名

印

帯広市公営企業管理者 様

(書式例4)

承 諾 書

帯広市公営企業広告掲載要綱第9条の規定及び 年 月 日付け(文書番号)の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾いたします。

年 月 日

帯広市公営企業管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

- 1 広告を掲載する媒体名
- 2 広告を掲載する箇所
- 3 広告料
- 4 広告料納入期限
- 5 広告原稿納入期限
- 6 広告の規格等
- 7 備考

広告掲載にあたり、次のとおり誓約いたします。

- 1 この承諾書及び添付物の記載は、事実と相違ありません。
- 2 この広告の内容に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 帯広市公営企業広告掲載要綱及び同基準並びに帯広市公営企業の定めるその他の規程等を遵守します。
- 4 帯広市公営企業広告掲載要綱第10条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載の決定を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。

書式例 5

広告掲載に係る税情報確認承諾書

私は、広告掲載申込にあたり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所（所在地）：

（事業所名）：

氏名（代表者名）：



※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

収 納 課 長 様

帯 第 号
年 月 日

課 長

市税の納税状況について（照会）

納税番号： 個人（法人）名：

上記の個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

課 長 様

帯 第 号
年 月 日

収 納 課 長

市税の納税状況について（回答）

年 月 日付け（文書番号）で照会のあった個人（法人）に係る帯広市税条例第3条に規定する市税については、

- 年 月 日現在、滞納はありません。
納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
滞納があります。

（以下は、「滞納があります。」に○をつけた場合に使用）

- 年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め